

パンフレット『地域のか 進めよう！清田の防災』の記載事項の変更について

平成 25 年 5 月 29 日
きよたまちづくり区民会議事務局
(清田区地域振興課)

きよたまちづくり区民会議では、平成 24 年にパンフレット『地域のか 進めよう！清田の防災』を発行し、日頃の災害への備えが十分になされるよう働きかけをしてきました。

パンフレットでは、避難場所や備蓄品（応急救援備蓄物資）について掲載しておりますが、このたび、札幌市が平成 25 年 3 月に「札幌市避難場所基本計画」を策定し、その中で、避難場所の分類や応急救援備蓄物資の配置方針については、下記 1 のとおり見直しが行われたところです。

この見直しを受け、パンフレット記載事項の変更について、下記 2 のとおりお知らせいたします。

記

1 見直しの内容

	見直し前	見直し後（新）
避難場所の分類		
一時避難場所	市立小学校のグラウンド及び一部の公園を指定	市立小学校のグラウンド及び <u>すべての公園</u> を指定
収容避難場所	収容避難場所	収容避難場所 └ <u>基幹避難所</u> 市立小中学校、区体育館 └ <u>地域避難所</u> 地域の町内会館やお寺など
応急救援備蓄物資	<u>一部の避難場所のみ</u> にあらかじめ配置	<u>すべての基幹避難所</u> にあらかじめ配置

2 パンフレット記載事項の変更内容

	変更前	変更後（新）
P3 「●非常用食品・飲料水の準備内容」	「食糧や生活必需品などの備蓄品は、全ての避難場所にあるわけではありません。 札幌市では、避難者の方のための食糧や生活必需品などの備蓄を進めています。備蓄品は、 <u>避難場所に指定した一部の学校</u> や区役所に分散して備蓄してあり、災害が発生したと	「食糧や生活必需品などの備蓄品は、全ての避難場所にあるわけではありません。 札幌市では、避難者の方のための食糧や生活必需品などの備蓄を進めています。備蓄品は、 <u>すべての基幹避難所や拠点倉庫</u> に分散して備蓄を進めており、災害が発生したときに、物資

	きに、物資が必要な避難者へ搬送・供給を行います。しかし、道路状況によっては、避難者全員への供給が直ちになされないことも考えられます。」	が必要な避難者へ搬送・供給を行います。しかし、道路状況によっては、避難者全員への供給が直ちになされないことも考えられます。」
P5 「◆避難場所は誰が設置して運営するの？」	<p>「大きな災害が起きて長い間避難して生活しなければならないとき、学校などが「収容避難場所」として開設されます。</p> <p><u>避難場所</u>の開設は、札幌市の職員が学校の協力のもと行いますが、建物の安全が確認されるまでは勝手に中には入れません。</p> <p><u>避難場所</u>の運営は、災害から1週間程度で、避難してきた住民の方が自主運営していくことになります。自分たちで作る運営ルールを守って、清掃、給食・給水、物資の配給などに積極的に協力をしましょう。また、他の避難者のプライバシーへの配慮や、災害時に助けが必要な方への手助けも非常に大切なことです。」</p>	<p>「大きな災害が起きて長い間避難して生活しなければならないとき、学校などが「収容避難場所」として開設されます。</p> <p><u>収容避難場所</u>には、<u>市立小中学校や区体育館などの基幹避難所と、地域の町内会館やお寺などの地域避難所があります。</u>基幹避難所の開設は、札幌市の職員が学校の協力のもと行いますが、建物の安全が確認されるまでは勝手に中には入れません。</p> <p><u>収容避難場所</u>の運営は、災害から1週間程度で、避難してきた住民の方が自主運営していくことになります。自分たちで作る運営ルールを守って、清掃、給食・給水、物資の配給などに積極的に協力をしましょう。また、他の避難者のプライバシーへの配慮や、災害時に助けが必要な方への手助けも非常に大切なことです。」</p>
裏表紙 「清田区避難場所一覧表」	（一時避難場所について）	指定されている一時避難場所のほか、 <u>すべての公園</u> が一時避難場所に指定されています。
	（収容避難場所について）	指定されている収容避難場所のうち、 <u>小中学校や区体育館が基幹避難所に、それ以外の地域のお寺などは地域避難所</u> になっています。

3 パンフレットに関するお問合せ先

きよたまちづくり区民会議事務局（清田区市民部地域振興課）担当：小柳 電話 889-2024

（「札幌市避難場所基本計画」については、札幌市危機管理対策室危機管理対策課 電話 211-3062）